

統一地方選挙の投票所における氏名掲示の誤りについて

1 概要

金沢区内の投票所で、選挙人1人に対し、誤って、市議員選挙の投票用紙に知事選挙の候補者を記載させ、投票させてしまいました。

投票事務の信頼性を損なうこととなり、大変申し訳ありませんでした。

2 発生日時

平成31年4月7日（日）午前11時30分頃

3 場所

金沢区第3投票区 横浜市立富岡小学校

4 経緯

4月7日（日）午前11時30分頃、選挙人1人（40代、女性）が、当該投票所の車椅子利用者用記載台において、市議員選挙の投票用紙に候補者を記載する際、知事選挙の氏名掲示が記載台に置かれていたため、誤ってそれを参照し、知事選挙の候補者を記載のうえ投票しました。

その後、知事選挙の投票用紙を受け取った際、その旨の申告を受け、誤りが判明しました。

5 原因

投票所従事者（区役所職員）1名（50代、男性）が、選挙人を車椅子利用者用記載台に案内した際、記載台にある氏名掲示が市議員選挙のものであることの確認が徹底されなかったことが原因と考えられます。

6 再発防止に向けた取組

- （1）金沢区内の各投票所に対して、車椅子利用者用記載台の氏名掲示が各選挙の投票に応じた氏名掲示となるよう、複数職員で確認することを周知徹底いたしました。
- （2）市選挙管理委員会を通じ、各区選挙管理委員会に周知し、再発防止の徹底を依頼しました。

7 投票の取り扱い

投票の効力は最終的には選挙長が決定いたしますが、市議員選挙の投票用紙に知事選挙の候補者名が記載されている場合は、無効となるものと考えられます。

8 金沢区選挙管理委員会 魚屋 義信 書記長（金沢区副区長）のコメント

このたびは本市全体で適正な選挙事務執行を徹底している中、このような、選挙事務の信頼性を損なうこととなってしまい大変申し訳ありませんでした。

選挙事務の適正な執行について、従事者の指導をさらに徹底してまいります。

お問合せ先

金沢区選挙管理委員会書記次長（金沢区総務課長） 高橋 功 Tel 045-788-7703